

令和7年度行政監査結果報告書

「歳入歳出外現金の取扱いについて」

令和8年3月

目黒区監査委員

目 次

	ページ
第1 監査の概要	1
1 監査のテーマ	1
2 テーマ設定の趣旨	1
3 監査の対象	1
4 監査の主な着眼点	1
5 監査の実施期間	1
6 監査の方法	1
第2 調査の結果	2
1 調査の概要	2
2 取扱いの有無及び管理状況	6
3 科目の概要及び受払状況	10
4 会計課に対する調査（概要）	28
第3 監査の結果	30
1 指摘事項	30
2 意見・要望事項	30
第4 まとめ	34

[凡例]

比率については百分率で表示し、原則として小数点以下第2位を四捨五入した。

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

歳入歳出外現金の取扱いについて

2 テーマ設定の趣旨

普通地方公共団体で取り扱われる現金には、地方自治法第235条の4第1項に規定される、普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金（以下「歳計現金」という。）と、同条第2項に規定される、債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金（以下「歳入歳出外現金」という。）に区別される。

歳入歳出外現金の出納及び保管については、地方自治法施行令第168条の7第3項において、歳計現金の出納及び保管の例により行わなければならないと規定されており、歳計現金と同様に適正な事務処理が徹底されなければならない。

具体的な歳入歳出外現金としては、目黒区会計事務規則第98条で、保証金、保管金、公売代金、遺留金などの区分に整理されており、例月出納検査では毎月、歳入歳出外現金を含む現金預金の出納状況を検査しているものの、予算・決算には計上されない歳入歳出外現金の個別具体的な内容や管理状況等については、これまでも監査を行っていない。

ついては、歳入歳出外現金の収納・保管・支出等の管理が適切に行われているか等の観点から監査を行う。

3 監査の対象

令和6年度中の歳入歳出外現金の取扱いに係る事務（同年度中の受払いはないが、残高が生じているものを含む）。ただし必要に応じて他の年度に及ぶものも対象とする。

4 監査の主な着眼点

- (1) 歳入歳出外現金を取り扱う法令の根拠はあるか。
- (2) 受入れ及び払出しの事務手続は、適切に行われているか。
- (3) 受入れの内容、相手方、金額及び時期等が適正に管理されているか。
- (4) 払出しの内容、相手方、金額及び時期等が適正に管理されているか。
- (5) 長期間滞留している現金はないか。
- (6) 残高の内訳に不明なものはないか。

5 監査の実施期間

令和7年10月2日（木）から令和8年3月30日（月）まで

6 監査の方法

全課を対象としたアンケート調査を行い、歳入歳出外現金を取り扱う所管課等について把握する。

歳入歳出外現金を取り扱う所管課及び会計課に対し、関係書類の調査を行うとともに、必要に応じて関係職員への説明聴取等により検証する。

第2 調査の結果

1 調査の概要

監査の対象とする事務を所管する所属及び具体的な状況等を把握するため、全75課（担当課含む。）を対象にアンケート調査をオンラインフォームにより行った。アンケート調査の結果を踏まえ、歳入歳出外現金の取扱いがあると回答があった51課のうち、9課13科目に対し書類調査及びヒアリングを行った。

調査対象の歳入歳出外現金の所管課及び根拠法令については、下記の「歳入歳出外現金の所管課及び根拠法令等」のとおりである。

なお、歳入歳出外現金の設置科目は40科目あるが、アンケート調査により受払いや残高が生じているなど取扱いのある科目は27科目であった。

歳入歳出外現金の所管課及び根拠法令等

款	項	目	根拠法令	所管課	書類調査 ヒアリング
保証金	契約保証金	(1) 契約保証金	地方自治法施行令第167条の16第1項	総務部契約課 健康福祉部介護保険課 子ども若者部保育計画課 計3課	★ (契約課)
	住宅保証金	(2) 区立区民住宅保証金	民法第622条の2	都市整備部住宅課	★
		(3) 三田地区整備事業住宅保証金	公営住宅法第18条第1項	都市整備部住宅課	★
		(4) 区立従前居住者用住宅保証金	公営住宅法第18条第1項	都市整備部住宅課	★
	店舗施設保証金	(5) 店舗施設保証金	民法第622条の2	産業経済部産業経済・消費生活課	★
保管金	源泉徴収所得税	(6) 給与・報酬	所得税法第183条第1項、同法第185条第1項第2号、同法第204条第1項第2号	資産経営部資産経営課 総務部総務課 人権政策課 人事課 契約課 危機管理部危機管理課 区民生活部地域振興課 産業経済部産業経済・消費生活課 文化スポーツ部文化・交流課 スポーツ振興課 健康福祉部健康福祉計画課 福祉総合課 介護保険課 高齢福祉課 障害施策推進課 障害者支援課 生活福祉課 健康推進部健康推進課 保健予防課	

款	項	目	根拠法令	所管課	書類調査 ヒアリング
				地域保健課 子ども若者部子ども若者課 こども家庭センター 保育計画課 都市整備部都市計画課 都市整備課 みどり土木政策課 道路公園課 住宅課 街づくり推進部都市基盤整備課 木密地域整備課 環境清掃部環境保全課 清掃リサイクル課 会計管理室会計課 区議会事務局 教育委員会事務局教育政策課 学校運営課 教育指導課 教育支援課 生涯学習課 選挙管理委員会事務局 監査事務局 計 41 課	
		(7)謝礼	所得税法第 204 条 第 1 項第 1 号等	企画経営部広報聴課 資産経営部資産経営課 総務部総務課 人権政策課 人事課 区民生活部国保年金課 産業経済部産業経済・消費生活課 文化スポーツ部文化・交流課 スポーツ振興課 健康福祉部健康福祉計画課 福祉総合課 介護保険課 高齢福祉課 障害施策推進課 障害者支援課 生活福祉課 健康推進部健康推進課 生活衛生課 保健予防課 地域保健課 子ども若者部子ども若者課 子ども家庭支援拠点整備課 こども家庭センター 都市整備部都市整備課 みどり土木政策課 街づくり推進部木密地域整備課 環境清掃部環境保全課 清掃リサイクル課 会計管理室会計課 区議会事務局 教育委員会事務局教育政策課 学校運営課 教育指導課 教育支援課 生涯学習課 八雲中央図書館 監査事務局 計 37 課	

款	項	目	根拠法令	所管課	書類調査 ヒアリング
	源泉徴収 市区町村 民税	(8) 源泉徴 収市区町 村民税	地方税法第 321 条 の 5	総務部人事課 区議会事務局 計 2 課	
	都民税	(9) 都民税	地方税法第 42 条、 地方税法第 739 条 の 4	区民生活部税務課	
	都 使用料 及 び 手 数 料	(10) 土 木 使用料	地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項 河川法第 32 条第 1 項、第 74 条第 5 項	都市整備部土木管理課	★
		(11) 衛 生 手数料	地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項 保健師助産師看護 師法、診療放射線 技師法、調理師法 等	健康推進部生活衛生課	
	都 心 身 障 害 者 福 祉 費	(12) 都 心 身 障 害 者 福祉費	地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項 心身障害者の医療 費の助成に関する 条例（東京都）	健康福祉部障害者支援課	
	都 小 学 校 管 理 費	(13) 普 通 旅費	地方教育行政の組 織及び運営に関す る法律第 55 条第 1 項	教育委員会事務局教育指導課	
		(14) 特 別 旅費		教育委員会事務局教育指導課	
	都 中 学 校 管 理 費	(15) 普 通 旅費	市町村立学校職員 給与負担法第 1 条	教育委員会事務局学校運営課 教育指導課 計 2 課	
	母 子 事 業 収 入	(16) 返 還 金	地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項	子ども若者部子ども若者課	★
		(17) 利 子 収 入	母子及び父子並び に寡婦福祉法第 13 条、第 14 条、第 31 条の 6	子ども若者部子ども若者課	★
	母 子 貸 付 金	(18) 母 子 貸付金	健康保険法第 161 条第 2 項、厚生年 金保険法第 82 条第 2 項	総務部人事課	
	そ の 他 保 管 金	(19) そ の 他保管金	地方自治法施行規 則第 12 条の 5 第 2 号	区民生活部地域振興課	

款	項	目	根拠法令	所管課	書類調査 ヒアリング
			独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第4条第5項及び附則第5条	子ども若者部保育課	
			自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第6条	都市整備部土木管理課	
			独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第4条第5項	教育委員会事務局学校運営課	
		(20) 非常勤職員等雇用保険料	労働保険の保険料の徴取等に関する法律第15条、第19条及び第32条	総務部人事課	★
		(21) 電子証明書発行手数料	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第67条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第18条の2	区民生活部戸籍住民課	★
公売代金	差押物件 公売代金	(22) 差押物件公売代金	国税徴収法第47条第1項、第89条第1項、第94条第1項、第105条第1項及び第3項、第128条、第129条	区民生活部滞納対策課	★
遺留金	遺留金	(23) 遺留金	生活保護法第76条第1項、行旅病人及行旅死亡人取扱法第12条、墓地、埋葬等に関する法律第9条第2項及び生活保護法施行規則第22条第2項	健康福祉部生活福祉課	★

款	項	目	根拠法令	所管課	書類調査 ヒアリング
その他 雑部	区民税・都 民税一時 仮受金	(24) 現年 課税分	地方税法第42条、 地方税法第739条 の4	区民生活部税務課	
		(25) 滞納 繰越分	地方税法第42条、 地方税法第739条 の4	区民生活部税務課	
		(26) 延滞 金	地方税法第42条、 地方税法第739条 の4	区民生活部税務課	
	その他雑 部	(27) その 他雑部	国税徴収法第47条 第1項、第67条、 第128条、第129 条	区民生活部滞納対策課	★
				延べ111件	

2 取扱いの有無及び管理状況

(1) 歳入歳出外現金を取り扱っている所管課

アンケート調査を行った75課（担当課を含む。）のうち、51課で歳入歳出外現金を取り扱っていた。

区分	取扱あり	取扱なし	合計
件数	51	24	75
構成比	68.0%	32.0%	100.0%

(2) 6年度中に受払いのある科目（同年度中の受払いはないが、残高が生じているものを含む）

歳入歳出外現金の設置科目の40科目のうち、受払いや残高が生じているなど取扱いのある科目は27科目であった。

区分	取扱あり	取扱なし	合計
件数	27	13	40
構成比	67.5%	32.5%	100.0%

(3) 現金の取扱いについて

現金の取扱いをしているとの回答が 11 件、現金の取扱いをしていないとの回答が 100 件であった。

区分	現金の取扱いをしており、担当職員 1 名で行っている	現金の取扱いをしており、担当職員 2 名で行っている	現金の取扱いをしており、担当職員 2 名以上で行っている	現金の取扱いはしていない	合計
件数	1	1	9	100	111
構成比	0.9%	0.9%	8.1%	90.1%	100.0%

(4) 受入れから払出しまでの期間について

当該月に受け入れたものを取りまとめて翌月の納付期限までに支払うとの回答が 86 件、当該年度分を取りまとめて納付期限内に支払うとの回答が 2 件であった。また、その他の取扱いについては、「契約締結時に受入、検査完了後、契約相手方からの請求に基づき支払う」や税関係で「月末 3 営業日前までの徴収額を月末までに該当の科目へ振替処理をする」などであった。

区分	当該月に受け入れたものを取りまとめて翌月の納付期限までに支払う	当該年度分を取りまとめて納付期限内に支払う	その他	合計
件数	86	2	23	111
構成比	77.5%	1.8%	20.7%	100.0%

(5) 納入されていない未収金について

未収金があると回答があったものは、滞納となっている貸付金等の滞納金であり、徴収漏れなどの誤りにより払出先への支払いが滞っている未収金はない。

区分	ある	ない	合計
件数	2	109	111
構成比	1.8%	98.2%	100.0%

(6) 払出しされていない未払金について

未払金があるとの回答は 10 件となっている。主なものとしては、「残高の内訳が不明」や「滞留している原因は把握しているが、対応について検討している」などであった。

区分	ある	ない	合計
件数	10	101	111
構成比	9.0%	91.0%	100.0%

(7) 財務情報システム以外でも歳入歳出外現金を管理しているか

財務情報システム以外で管理していないとの回答は 83 件となっており、主な理由としては、「源泉徴収所得税などは、現金での取り扱いもなく、財務情報システムによる処理で管理できるため」、「取扱件数が少なく、年度内に受払いが完了するため」、「受入れから払出しまでが短期間であり、払出し後は残高が生じないため」などであった。

区分	現金出納簿で管理	エクセル等で管理	専用のシステムで管理	財務情報システム以外で管理していない	合計
件数	4	12	12	83	111
構成比	3.6%	10.8%	10.8%	74.8%	100.0%

(8) 残高の突合による確認を行っているか、またどのくらいの頻度で突合しているか

(7) で、財務情報システム以外でも管理していると回答があった 28 件のうち、17 件で突合を行っていた。

区分	突合を行っている(受入れ、払出しの都度)	突合を行っている(1か月に1度)	突合を行っていない	合計
件数	11	6	11	28
構成比	39.3%	21.4%	39.3%	100.0%

(9) 何と何で突合を行っているか

(8) で、突合を行っているという回答があった17件の財務情報システムとの突合状況は、現金出納簿が3件、エクセル等が6件、専用のシステムが8件であった。

区分	財務情報システムと現金出納簿	財務情報システムとエクセル等	財務情報システムと専用のシステム	合計
件数	3	6	8	17
構成比	17.6%	35.3%	47.1%	100.0%

(10) 突合により確認した残高について所属長の確認を行っているか、また7年3月末時点での残高は一致しているか

残高が一致していないという回答は3件となっており、理由としては、「原因が特定できていない」や「過年度未払金が残っており、払出し先である東京都へ支払いについて相談している」などであった。

区分	所属長の確認も行っており、残高も一致している	所属長の確認は行っているが、残高は一致していない	所属長の確認は行っていないが、残高は一致している	所属長の確認も行っておらず、残高も一致していない	合計
件数	12	3	2	0	17
構成比	70.6%	17.6%	11.8%	0.0%	100.0%

(11) 歳入歳出外現金の取扱いに関するマニュアルは作成しているか

作成していないという回答は89件となっており、主な理由としては、「歳入歳出外現金の取扱件数が少なく、事務処理の内容が定型化していることから、必要性が低い」などであった。

区分	作成している	作成していない	合計
件数	22	89	111
構成比	19.8%	80.2%	100.0%

3 科目の概要及び受払状況

(1) - 1 保証金・契約保証金・契約保証金

所管課：総務部契約課

ア 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項

イ 科目の概要

契約締結にあたり、契約保証金の納付を要する案件については、契約保証金に代わる担保があった場合を除き、契約の相手方に契約金額の 10 分の 1 以上の契約保証金を納付させている。契約の履行が完了した後、契約の相手方からの請求に基づき、契約保証金を返還している。

ウ 6 年度中の受払状況

(円)

5 年度末残高	受入額	払出額	6 年度末残高
41,617,753	38,228,665	53,102,910	26,743,508

エ 調査結果

契約課において残高の内訳について改めて調査を行ったところ、契約保証金が返還されていないものが 5 件あった。契約課では改めて契約相手方に返還請求がされていない旨を連絡するなど対応を進め、5 件全ての契約保証金について返還の手続が終了している。

(1) - 2 保証金・契約保証金・契約保証金

所管課：健康福祉部介護保険課

ア 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項

イ 科目の概要

区の所有する普通財産を介護保険法に定める認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所として使用するために運営事業者と建物賃貸借契約を締結するに当たって、当該運営事業者から保証金を徴収する。保証金は、当初契約締結時の賃料の 2 か月相当分とし、契約終了後に当該金額を返還する。

ウ 6 年度中の受払状況

(円)

5 年度末残高	受入額	払出額	6 年度末残高
640,302	0	0	640,302

エ 調査結果

年度末の残高は、平成17年度に締結した建物賃貸借契約書における契約保証金である。

この契約保証金は、アンケート調査時点においては確認ができなかったもので、書類調査以降、所管課等と改めて残高の調査を行ったところ、介護保険課の建物賃貸借契約書における契約保証金であったことが判明したものである。

10年毎に更新している契約ではあるが、当初の契約が20年以上前に締結されたものであり、引継ぎが適切に行われていなかった。

(1) -3 保証金・契約保証金・契約保証金

所管課：子ども若者部保育計画課

ア 根拠法令

地方自治法施行令第167条の16第1項

イ 科目の概要

区有地における保育所開設に伴い、公募にて決定した保育園整備・運営事業者と土地賃貸借契約(区有地)を締結するに当たって、当該事業者から保証金を徴収する。保証金は、不動産鑑定評価を基に算出した貸付料の12か月分とし、貸付期間(30年間)終了後に当該金額を返還する。

ウ 6年度中の受払状況

(円)

5年度末残高	受入額	払出額	6年度末残高
10,283,796	2,349,000	0	12,632,796

エ 調査結果

監査対象期間中の受払いについては整合が図られており、年度末残高の内訳に不明な残高はなかった。

(2) 保証金・住宅保証金・区立区民住宅保証金

所管課：都市整備部住宅課

ア 根拠法令

民法第622条の2

イ 科目の概要

区民住宅の入居予定者を対象に、入居時における2か月分の使用料に相当する金額を保証金として徴収(受入れ)し、区民住宅返還の際に保証金から未納の使用料等・共益費又は損害賠償金を控除した額を返還(払出し)する。

ウ 6年度中の受払状況

(円)

5年度末残高	受入額	払出額	6年度末残高
3,600	0	0	3,600

エ 調査結果

現在、区民住宅は入居者がいないことから、年度末の残高は0円となるべきところ、3,600円の残高が生じている。

この残高については5年度以前に生じたもので、経緯及び今後の対応等について、所管課である住宅課において調査・検討中である。

(3) 保証金・住宅保証金・三田地区整備事業住宅保証金

所管課：都市整備部住宅課

ア 根拠法令

公営住宅法第18条第1項

イ 科目の概要

三田地区整備事業住宅の入居予定者を対象に、入居時における2か月分の使用料に相当する金額を保証金として徴収（受入れ）し、三田地区整備事業住宅返還の際に保証金から未納の使用料等・共益費又は損害賠償金を控除した額を返還（払出し）する。

ウ 6年度中の受払状況

(円)

5年度末残高	受入額	払出額	6年度末残高
1,052,200	0	277,800	774,400

エ 調査結果

監査対象期間中の受払いについては整合が図られており、年度末残高の内訳に不明な残高はなかった。

(4) 保証金・住宅保証金・区立従前居住者用住宅保証金

所管課：都市整備部住宅課

ア 根拠法令

公営住宅法第18条第1項

イ 科目の概要

従前居住者用住宅の入居予定者を対象に、入居時における2か月分の使用料に相当する金額を保証金として徴収（受入れ）し、従前居住者用住宅返還の際に保証金から未納の使用料等・共益費又は損害賠償金を控除した額を返還（払出し）する。

ウ 6年度中の受払状況

(円)

5年度末残高	受入額	払出額	6年度末残高
508,000	101,600	0	609,600

エ 調査結果

監査対象期間中の受払いについては整合が図られており、年度末残高の内訳に不明な残高はなかった。

(5) 保証金・店舗施設保証金・店舗施設保証金

所管課：産業経済部産業経済・消費生活課

ア 根拠法令

民法第622条の2

イ 科目の概要

目黒区三田地区店舗施設条例（すでに廃止）において店舗（三田フレンズ）の使用者から保証金を徴収（受入れ）し、店舗返還の際に保証金から未納の使用料等・共益費又は損害賠償金を控除した額を返還（払出し）する。

ウ 6年度中の受払状況

(円)

5年度末残高	受入額	払出額	6年度末残高
295,500	0	0	295,500

エ 調査結果

残高については、既に廃止されている三田フレンズの店舗使用者から受け入れた保証金である。この保証金は、アンケート調査時点においては確認ができなかったもので、書類調査以降、所管課等と改めて残高の調査を行ったところ、産業経済・消費生活課の店舗保証金であったことが判明したものである。本来であれば、使用者の退店時に整理すべきものであったが、平成16年当時の事案であり、当時の資料も既に保存期限を過ぎ、詳細は不明である。

今後の対応については、所管課である産業経済・消費生活課において検討中である。

(6) 保管金・源泉徴収所得税・給与・報酬

所管課：会計管理室会計課他40課

ア 根拠法令

所得税法第183条第1項、第185条第1項第2号、第204条第1項第2号

イ 科目の概要

区（区長等）が職員等に対して支払う給与、報酬等に係る源泉徴収所得税を当該給与等から控除して本科目に受け入れ、会計管理室がこれらを取りまとめて本科目から払い出し、国（税務署長）に納付している。

ウ 6年度中の受払状況

(円)

5年度末残高	受入額	払出額	6年度末残高
37,845,024	682,328,151	681,307,239	38,865,936

エ 調査結果

監査対象期間中の受払いについては整合が図られており、年度末残高の内訳に不明な残高はなかった。

(7) 保管金・源泉徴収所得税・謝礼

所管課：会計管理室会計課他 36 課

ア 根拠法令

所得税法第 204 条第 1 項第 1 号等

イ 科目の概要

区（区長等）が外部講師等に対して支払う講師謝礼等に係る源泉徴収所得税を当該講師謝礼等から控除して本科目に受け入れ、会計管理室がこれらを取りまとめて本科目から払い出し、国（税務署長）に納付している。

ウ 6年度中の受払状況

(円)

5年度末残高	受入額	払出額	6年度末残高
537,009	6,762,422	6,629,307	670,124

エ 調査結果

監査対象期間中の受払いについては整合が図られており、年度末残高の内訳に不明な残高はなかった。

(8) - 1 保管金・源泉徴収市区町村民税・源泉徴収市区町村民税

所管課：総務部人事課

ア 根拠法令

地方税法第 321 条の 5

イ 科目の概要

職員の市区町村民税を区が職員に対して支払う給与等から控除して本科目に受け入れ、翌月本科目から払い出し、各課税自治体に納付している。

ウ 6年度中の受払状況

(円)

5年度末残高	受入額	払出額	6年度末残高
54,314,700	637,033,540	633,582,740	57,765,500

エ 調査結果

監査対象期間中の受払いについては整合が図られており、年度末残高の内訳に不明な残高はなかった。

(8) - 2 保管金・源泉徴収市区町村民税・源泉徴収市区町村民税

所管課：区議会事務局

ア 根拠法令

地方税法第 321 条の 5

イ 科目の概要

前年中の給与所得に係る議員の市区町村民税を区が議員に対して支払う当該報酬から控除して本科目に受け入れ、翌月本科目から払い出し、目黒区（目黒区長）に納付している。

ウ 6年度中の受払状況

(円)

5年度末残高	受入額	払出額	6年度末残高
1,523,100	20,331,800	19,925,400	1,929,500

エ 調査結果

監査対象期間中の受払いについては整合が図られており、年度末残高の内訳に不明な残高はなかった。

(9) 保管金・都民税・都民税

所管課：区民生活部税務課

ア 根拠法令

地方税法第 42 条、地方税法第 739 条の 4

イ 科目の概要

納税義務者より徴収した特別区民税・都民税・森林環境税のうち、都民税・森林環境税分を、月末に歳入歳出外現金の一時仮受金より振り替え（受入れ）、翌月 10 日までに東京都へ払い込む。

ウ 6年度中の受払状況

(円)

5年度末残高	受入額	払出額	6年度末残高
1,965,797,586	31,620,080,300	33,585,877,886	0

エ 調査結果

監査対象期間中の受払いについては整合が図られていた。

(10) 保管金・都使用料及び手数料・土木使用料

所管課：都市整備部土木管理課

ア 根拠法令

地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項
河川法第 32 条第 1 項、第 74 条第 5 項

イ 科目の概要

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき、河川占用者を対象に、申請された占用期間により、占用物件ごとの占用料を算出して徴収する。区に納入のあった月ごとの河川占用料等を、翌月の 10 日を目途に、東京都へ報告するとともに納入する。

ウ 6 年度中の受払状況

(円)

5 年度末残高	受入額	払出額	6 年度末残高
3,196	20,146,687	20,146,687	3,196

エ 調査結果

年度末において 3,196 円の不明な残高が生じている。

この残高については 5 年度以前に生じたもので、経緯及び今後の対応等について、所管課である土木管理課において調査・検討中である。

(11) 保管金・都使用料及び手数料・衛生手数料

所管課：健康推進部生活衛生課

ア 根拠法令

地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項
保健師助産師看護師法、診療放射線技師法、調理師法等

イ 科目の概要

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき、申請者から手数料（看護職免許、診療放射線技師、調理師、製菓衛生師、クリーニング師、ふぐ取扱、食品衛生（営業許可）、食品衛生（検査）、母体保護、医療提供体制に係る免許交付や許認可等）を徴収する。受け入れた手数料は、当該月受付分を翌月の納付期限までに東京都保健医療局へ納付する。納付は、東京都保健医療局が提供する納付書を用いた納付書払いで行う。なお、納付と併せて当該月の受付実績を集計し、実績報告書を作成して東京都保健医療局に提出している。

ウ 6年度中の受払状況

(円)

5年度末残高	受入額	払出額	6年度末残高
126,000	390,100	456,500	59,600

エ 調査結果

監査対象期間中の受払いについては整合が図られており、年度末残高の内訳に不明な残高はなかった。

(12) 保管金・都心身障害者福祉費・都心身障害者福祉費

所管課：健康福祉部障害者支援課

ア 根拠法令

地方自治法第252条の17の2第1項

心身障害者の医療費の助成に関する条例（東京都）

イ 科目の概要

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき、年度当初に請求見込額を東京都から受け入れ、還付請求分を区民に払い出す。残額については翌年度の始めに東京都に返還する。

心身障害者医療費助成制度については、受給者証を医療機関で提示すると本人の負担分の減額がその場で適用されるが、東京都外の医療機関では適用されない。その場合、本人の申請により負担分の還付を行う。

ウ 6年度中の受払状況

(円)

5年度末残高	受入額	払出額	6年度末残高
3,172,165	15,000,000	13,974,556	4,197,609

エ 調査結果

監査対象期間中の受払いについては整合が図られており、年度末残高の内訳に不明な残高はなかった。

(13) 保管金・都小学校管理費・普通旅費

所管課：教育委員会事務局教育指導課

ア 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項

市町村立学校職員給与負担法第1条

イ 科目の概要

東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき、東京都から受入れ、学校教職員に支払う経費。残額については翌年度の始めに東京都に返還する。

都費教職員の全国大会旅費、自然宿泊体験やその他実地踏査において、教職員の旅費を支払うときに支出する。

ウ 6年度中の受払状況

(円)

5年度末残高	受入額	払出額	6年度末残高
32,734	500,000	415,226	117,508

エ 調査結果

監査対象期間中の受払いについては整合が図られており、年度末残高の内訳に不明な残高はなかった。なお、本科目の受入れについては教育指導課が行い、払出しに関しては学校運営課と教育指導課の両課で行っているが、6年度において学校運営課での実績はなかった。

(14) 保管金・都小学校管理費・特別旅費

所管課：教育委員会事務局教育指導課

ア 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項

市町村立学校職員給与負担法第1条

イ 科目の概要

東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき、東京都から受入れ、学校教職員に支払う経費。

赴任者の移転料や着後手当（旅行雑費や宿泊料）についての支出であり、東京都に所要額報告書を提出した後、東京都から必要に応じて送金される。

ウ 6年度中の受払状況

(円)

5年度末残高	受入額	払出額	6年度末残高
0	665,634	665,634	0

エ 調査結果

監査対象期間中の受払いについては整合が図られていた。

(15) 保管金・都中学校管理費・普通旅費

所管課：教育委員会事務局学校運営課、教育指導課

ア 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 55 条第 1 項

市町村立学校職員給与負担法第 1 条

イ 科目の概要

東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき、東京都から受入れ、学校教職員に支払う経費。残額については翌年度の始めに東京都に返還する。

都費教職員の全国大会旅費、自然宿泊体験、部活動合宿、修学旅行やその他実地踏査において、教職員の旅費を支払うときに支出する。

ウ 6 年度中の受払状況

(円)

5 年度末残高	受入額	払出額	6 年度末残高
74,801	5,464,000	5,535,273	3,528

エ 調査結果

監査対象期間中の受払いについては整合が図られており、年度末残高の内訳に不明な残高はなかった。なお、本科目の受入れについては教育指導課が行い、払出しに関しては学校運営課と教育指導課の両課で行っている。

(16) 保管金・母子事業収入・返還金

所管課：子ども若者部子ども若者課

ア 根拠法令

地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項

母子及び父子並びに寡婦福祉法第 13 条、第 14 条、第 31 条の 6

イ 科目の概要

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき、東京都母子及び父子福祉資金を貸付した債務者から償還金を受け入れ、当該月に受け入れたものを取りまとめて翌月 10 日までに東京都へ納付している。

ウ 6 年度中の受払状況

(円)

5 年度末残高	受入額	払出額	6 年度末残高
4,497,692	43,269,204	44,301,013	3,465,883

エ 調査結果

6年度において、東京都に60円多く払い込んでいるが、今後の東京都からの過誤納金に関する調査において報告し調整を行う予定である。

また、年度末において16,304円の不明な残高が生じている。

この残高については3年度以前に生じたもので、経緯及び今後の対応等について、所管課である子ども若者課において調査・検討中である。

(17) 保管金・母子事業収入・利子収入

所管課：子ども若者部子ども若者課

ア 根拠法令

地方自治法第252条の17の2第1項

母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条、第14条、第31条の6

イ 科目の概要

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき、東京都母子及び父子福祉資金を貸付した債務者から償還金(利子分)を受け入れ、当該月に受け入れたものを取りまとめて翌月10日までに東京都へ納付している。

ウ 6年度中の受払状況

(円)

5年度末残高	受入額	払出額	6年度末残高
33,997	34,452	36,068	32,381

エ 調査結果

年度末において31,046円の不明な残高が生じている。

この残高については3年度以前に生じたもので、経緯及び今後の対応等について、所管課である子ども若者課において調査・検討中である。

(18) 保管金・母子貸付金・母子貸付金

所管課：子ども若者部子ども若者課

ア 根拠法令

地方自治法第252条の17の2第1項

母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条、第14条、第31条の6

イ 科目の概要

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき、東京都母子及び父子福祉資金事業費として東京都から交付を受け、貸付決定を行った対象者に貸付金として払い出しを行う。事業費残金は翌年度当初に東京都へ納付する。

ウ 6年度中の受払状況

(円)

5年度末残高	受入額	払出額	6年度末残高
14,240,000	18,423,000	26,304,650	6,358,350

エ 調査結果

監査対象期間中の受払いについては、整合が図られていた。なお、過去の戻入処理に伴う東京都への決算報告等に関して事務処理を誤り、東京都へ99,000円多く払い出している状況となっていることから、対応について東京都と協議中である。

(19) -1 保管金・その他保管金・その他保管金

所管課：総務部人事課

ア 根拠法令

健康保険法第161条、厚生年金保険法第82条第2項

イ 科目の概要

職員の厚生年金保険料を区が職員に対して支払う給与等から控除して本科目に受け入れ、翌月本科目から払い出し、年金事務所に納付している。

ウ 6年度中の受払状況

(円)

5年度末残高	受入額	払出額	6年度末残高
17,657,591	285,544,651	285,169,940	18,032,302

エ 調査結果

監査対象期間中の受払いについては整合が図られており、年度末残高の内訳に不明な残高はなかった。

(19) -2 保管金・その他保管金・その他保管金

所管課：区民生活部地域振興課

ア 根拠法令

地方自治法施行令第168条の7第1項、地方自治法施行規則第12条の5第2号

イ 科目の概要

6年1月1日に発生した能登半島地震で被災された方への義援金を集め、石川県に送金している。

ウ 6年度中の受払状況

(円)

5年度末残高	受入額	払出額	6年度末残高
0	4,610,439	4,610,439	0

エ 調査結果

監査対象期間中の受払いについては整合が図られていた。

(19) -3 保管金・その他保管金・その他保管金

所管課：子ども若者部保育課

ア 根拠法令

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第4条第5項及び附則第5条

イ 科目の概要

区立保育園児を対象に契約をしている独立行政法人日本スポーツ振興センターよりケガをした園児に対して支払われる災害共済給付金を保管金として受け入れ、保護者に渡す際に保管金から乳幼児医療助成金を控除した額を支出する。

ウ 6年度中の受払状況

(円)

5年度末残高	受入額	払出額	6年度末残高
0	148,923	148,923	0

エ 調査結果

監査対象期間中の受払いについては整合が図られていた。

(19) -4 保管金・その他保管金・その他保管金

所管課：都市整備部土木管理課

ア 根拠法令

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第6条

イ 科目の概要

撤去後、保管期間（1か月）を経過しても引き取りのない自転車については、売却業者に売却代金を納付書により払い込ませた後、当該自転車を売却する。売却した撤去自転車の返還通知の日又は告示の日から起算して6か月を経過した後、売却代金（歳入歳出外現金）を撤去自転車売却収入として歳入調定を行う。なお、自転車は200台単位で売却するため、受け入れ時点は売却対象の自転車が一定数（200台）に達した時点となる。

ウ 6年度中の受払状況

(円)

5年度末残高	受入額	払出額	6年度末残高
594,000	7,388,865	5,522,385	2,460,480

エ 調査結果

監査対象期間中の受払いについては整合が図られており、年度末残高の内訳に不明な残高はなかった。

(19) -5 保管金・その他保管金・その他保管金

所管課：教育委員会事務局学校運営課

ア 根拠法令

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第4条第5項

イ 科目の概要

学校でけがをした児童生徒を対象に療養した医療費を給付団体である「独立行政法人日本スポーツ振興センター」へ請求し、区と学校を通じて保護者へ給付する。(災害共済給付金制度)

ウ 6年度中の受払状況

(円)

5年度末残高	受入額	払出額	6年度末残高
235,784	11,516,324	11,134,099	618,009

エ 調査結果

監査対象期間中の受払いについては整合が図られており、年度末残高の内訳に不明な残高はなかった。

(20) 保管金・その他保管金・非常勤職員等雇用保険料

所管課：総務部人事課

ア 根拠法令

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第32条

イ 科目の概要

職員の雇用保険料を区が職員に対して支払う給与等から控除して本科目に受け入れ、年に一度本科目から払い出し、東京労働局に納付している。

ウ 6年度中の受払状況

(円)

5年度末残高	受入額	払出額	6年度末残高
22,770,652	25,821,752	22,770,034	25,822,370

エ 調査結果

年度末において618円の不明な残高が生じている。

この残高については5年度以前に生じたものであり、経緯及び今後の対応等について、所管課である人事課において調査・検討中である。

(21) 保管金・その他保管金・電子証明書発行手数料

所管課：区民生活部戸籍住民課

ア 根拠法令

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 67 条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 18 条の 2

イ 科目の概要

紛失等によるマイナンバーカード及び内蔵されている電子証明書の再発行手数料をマイナンバーカード受け取り又は申請時に区民から徴収し、マイナンバーカード発行元である地方公共団体情報システム機構に年度内に徴収した分を払い出す。

ウ 6 年度中の受払状況

(円)

5 年度末残高	受入額	払出額	6 年度末残高
1,751,000	2,502,000	1,765,000	2,488,000

エ 調査結果

6 年度中の受入額は 2,502,000 円であるが、地方公共団体情報システム機構への払出しが 2,574,000 円となっており、受入額と払出額に 72,000 円の差が生じている。また、5 年度においても受入額が 1,751,000 円、払出額が 1,765,000 円で 14,000 円の差が生じている。

いずれも受入額よりも多く払出しを行っており、所管課である戸籍住民課において、受払額を精査の上、7 年度に地方公共団体情報システム機構と調整することとしている。

(22) 公売代金・差押物件公売代金・差押物件公売代金

所管課：区民生活部滞納対策課

ア 根拠法令

国税徴収法第 47 条第 1 項、第 89 条第 1 項、第 94 条第 1 項、第 105 条第 1 項及び第 3 項、第 128 条、第 129 条

イ 科目の概要

区税等の滞納処分に係る差押財産の公売（目黒区実施）に係る売却代金を公売財産買受人から振込により受入れて、所管課が該当の処分対象者（滞納者）、税目、年度、期別等を特定のうえ配当を行い、納付書により各会計へ払出しする。また、交付要求を受けた国や他の地方公共団体に配当金として当該団体指定の方法で払出す。さらに、配当後に残余金が発生した場合は、振込により処分対象者（滞納者）へ払出す。

ウ 6 年度中の受払状況

(円)

5 年度末残高	受入額	払出額	6 年度末残高
44,916	0	0	44,916

エ 調査結果

5年度に実施したインターネット公売の公売財産の買受代金について、誤って他の科目（その他雑部）から滞納区債権（国民健康保険料）へ配当（支出）していたことにより残高が生じていることが判明した。

所管課である滞納対策課においては、振替収支の処理により残高を解消する予定である。

(23) 遺留金・遺留金・遺留金

所管課：健康福祉部生活福祉課

ア 根拠法令

①生活保護法第76条第1項、行旅病人及行旅死亡人取扱法第12条、墓地、埋葬等に関する法律第9条第2項

②生活保護法施行規則第22条第2項

イ 科目の概要

①死亡人の遺留金を預かり、火葬に要した費用に充当する。残余がある場合は、相続人等が判明している場合は引渡すが、その調査に時間を要している場合は一時的に受け入れる。

②死亡した生活保護受給者について、死亡した場所（自宅、病院、施設等）で発見されたり金銭管理委託の事業者から引き渡された遺留金。相続人に対して引き渡す。

ウ 6年度中の受払状況

(円)

5年度末残高	受入額	払出額	6年度末残高
1,667,513	0	0	1,667,513

エ 調査結果

残高の内訳としては、①死亡人の遺留金が、平成27年度から平成29年にかけての5名分956,338円。②死亡した生活保護受給者の遺留金が2年度から4年度にかけての8名分711,175円である。

残高が滞留している理由については、相続人の捜索に時間を要する場合や相続人が見つかったとしても受取りを拒否される場合があること、相続財産清算人の選任申立てによる処理には予納金の支払いが必要となるが遺留金がそれに満たない場合も多いことなどがあげられる。

今後の対応について所管課である生活福祉課においては、厚生労働省が作成している手引きや区の生活保護受給者遺留金品取扱要領をもとに適切に対応を進めていく予定である。

(24) その他雑部・区民税・都民税一時仮受金・現年課税分

所管課：区民生活部税務課

ア 根拠法令

地方税法第 42 条、地方税法第 739 条の 4

イ 科目の概要

納税義務者より徴収（受入れ）した現年課税分の特別区民税・都民税・森林環境税を、東京都へ払い込むまで一時的に保管する。

毎月、月末に特別区民税分は一般会計へ、都民税・森林環境税は歳入歳出外現金の保管金・都民税・都民税へ振替（払出し）する。

ウ 6 年度中の受払状況

(円)

5 年度末残高	受入額	払出額	6 年度末残高
0	84,247,579,311	78,653,553,467	5,594,025,844

エ 調査結果

監査対象期間中の受払いについては整合が図られており、年度末残高の内訳に不明な残高はなかった。

(25) その他雑部・区民税・都民税一時仮受金・滞納繰越分

所管課：区民生活部税務課

ア 根拠法令

地方税法第 42 条、地方税法第 739 条の 4

イ 科目の概要

納税義務者より徴収（受入れ）した滞納繰越分の特別区民税・都民税・森林環境税を、東京都へ払い込むまで一時的に保管する。

毎月、月末に特別区民税分は一般会計へ、都民税・森林環境税は歳入歳出外現金の保管金・都民税・都民税へ振替（払出し）する。

ウ 6 年度中の受払状況

(円)

5 年度末残高	受入額	払出額	6 年度末残高
0	532,058,378	516,053,397	16,004,981

エ 調査結果

監査対象期間中の受払額の処理については整合が図られており、年度末残高の内訳に不明な残高はなかった。

(26) その他雑部・区民税・都民税一時仮受金・延滞金

所管課：区民生活部税務課

ア 根拠法令

地方税法第 42 条、地方税法第 739 条の 4

イ 科目の概要

納税義務者より徴収（受入れ）した特別区民税・都民税・森林環境税の延滞金を、東京都へ払い込むまで一時的に保管する。

毎月、月末に特別区民税分は一般会計へ、都民税・森林環境税は歳入歳出外現金の保管金・都民税・都民税へ振替（払出し）する。

ウ 6 年度中の受払状況

(円)

5 年度末残高	受入額	払出額	6 年度末残高
0	62,865,153	58,240,286	4,624,867

エ 調査結果

監査対象期間中の受払いについては整合が図られており、年度末残高の内訳に不明な残高はなかった。

(27) その他雑部・その他雑部・その他雑部

所管課：区民生活部滞納対策課

ア 根拠法令

国税徴収法第 47 条第 1 項、第 67 条、第 128 条、第 129 条

イ 科目の概要

区税等の滞納処分（差押等）にかかる取立金を第三債務者から納付書又は振込により受入れて、所管課が該当の処分対象者（滞納者）、税目、年度、期別等を特定のうえ配当を行い、納付書により各会計へ払出しする。また、他団体から交付要求があり配当金が発生した場合は、当該団体指定の方法で払出す。さらに、配当後に残余金が発生した場合は、振込により処分対象者（滞納者）へ払出す。

ウ 6 年度中の受払状況

(円)

5 年度末残高	受入額	払出額	6 年度末残高
29,878,743	560,203,924	550,072,127	40,010,540

エ 調査結果

滞納処分（差押等）にかかる取立金については、業務システムで管理しているが、取扱件数や日々の受払いも多いことから、財務情報システム上の残高との突合は行っていなかった。また前出の「(22) 公売代金・差押物件公売代金・差押物件公売代金」の項目にも記載したとおり、本科目から誤って滞納区債権（国民健康保険料）へ配当（支出）していたことが判明しているため、残高の不一致が生じている。

今後については、所管課である滞納対策課において、改めて残余金についての調査を行い、残高の内訳の把握を行っていく予定である。

4 会計課に対する調査（概要）

歳入歳出外現金の全庁的な管理について把握する必要があることから、歳入歳出外現金（雑部金）を所掌する会計課に対してアンケート調査及びヒアリングを行った。

(1) 受入に係る事務処理について

ア 受入れ処理の区分（金融機関等納付、公金振替等）

金融機関納付、口座振替、特別徴収、公金振替等

イ 各所属における事務処理

(ア) 金融機関納付：納付書を作成し、納入者宛て送付する。

(イ) 口座振替：口座振替データを作成しみずほ銀行へ送付する。

(ウ) 特別徴収：納付書を作成し、特別徴収義務者宛て送付する。

(エ) 公金振替：振替起案を作成後、振替命令書を起票する。

ウ 会計課における事務処理及び審査内容等

振替命令の場合は、振替理由、金額、科目等を確認する。（文書起案がある場合は文書起案の内容も確認する。）

エ 財務システムにおける事務処理

(ア) 金融機関納付

担当所属は納付書を作成する。納入者が金融機関で納付すると金融機関及び指定金融機関であるみずほ銀行経由で納入済通知書が会計課に届く。会計課は納付書の計上処理を行う。

(イ) 口座振替・特別徴収

会計課はみずほ銀行より金票（所属がみずほ銀行へ収納データの作成を委託している）を受け取り、計上処理を行う。

(ウ) 公金振替

担当所属は振替命令書を作成する。会計課は審査済の振替命令書の受取（＝執行）を行う。

(2) 払出しに係る事務処理について

ア 各所属における事務処理

(ア) 支出命令：支出起案作成後、支出命令書を作成する。

(イ) 公金振替：振替起案を作成後、振替命令書を作成する。

イ 会計課における事務処理及び審査内容等

支出命令が、請求書や支出負担行為である文書起案の内容と照合して、適正に処理されているか確認する。主な確認事項は、支出科目、金額、消費税の取扱い、件名、債権者の住所・氏名、支払方法（口座払い等）、未登録債権者の場合は口座情報、請求日、経理処理の根拠規定、様式区分（一般か前金か）など

ウ 財務システムにおける事務処理

(ア) 支出命令

担当所属は支出命令書を作成する。会計課は審査済の支出命令書の受取処理を行った後、執行処理を行う。

(イ) 公金振替

担当所属は振替命令書を作成する。会計課は審査済の振替命令書の受取（＝執行）を行う。

エ 残高不足時の払出しの可否

不可。残高不足の場合は、財務システム上エラーになり支出できないよう制御している（複数の課で同じ会計課目を使っている場合を除く）。

(3) 保管方法について

歳計現金と一括して、普通預金及び定期預金口座で管理、運用を行っている。

(4) 年度末における繰越処理について

歳計外現金は出納整理期間がなく3月末日をもって翌年度に繰り越されるため、3月初旬に会計課から所属宛てに歳計外現金の内容確認について通知を発出しており、3月最終営業日に会計課で翌年度への繰越処理（歳計外年度振替一括処理）を行っている。

(5) マニュアルの作成等について

歳計外現金は3月に翌年度繰越を行うこと以外は歳計現金と取扱いがほぼ同じであるため、歳計外現金に限らず歳入歳出等のマニュアルを整備している。また、事務処理について周知すべきことは都度、会計課から各所属宛てに通知している。

第3 監査の結果

1 指摘事項

今回の行政監査においては、是正及び改善を要する指摘事項は見受けられなかった。

2 意見・要望事項

改善について検討を求める事項等が見受けられたので、次のとおり意見・要望を述べる。

(1) 事務処理マニュアルについて

歳入歳出外現金の取扱件数が少なく、事務処理の内容が定型化していることから、必要性が低いことなどを理由として、事務処理マニュアルを作成しておらず、また、今後の作成予定もないとしている所管課が多数見受けられた。

しかし、事務処理マニュアルは、事務処理の機会が少ない場合にこそ、誤りの未然防止のために必要であり、業務の属人化を防ぎ、人事異動等による担当者の変更後も、確実な事務引継と適正な事務処理を行うに当たって有効な手段となるものである。

歳入歳出外現金は、比較的長期間の保管を行うことが多い保証金、一時的な預かりで短期間のうちに払出しが行われるものが多い保管金などに区分され、受入れと払出しで所管課が異なる場合があるなど、事務処理手続や取扱件数・頻度、金額、保管の期間等の状況が多様であることから、それぞれの業務の実態に即した取扱いが求められる。

事務処理マニュアル未作成の所管課においては、マニュアルの作成に当たり、受払いの事務処理の流れに加え、根拠法令、残高確認の方法及び課長への報告、年度繰越の際の処理方法などを明記するとともに、未払い等が長期間となった場合の対応などについても記載するなど、効率的な事務処理と事務処理ミスの未然防止に向けて取組を進められたい。

また、マニュアル作成済みの所管課においても、この機会をとらえて、職員一人ひとりが制度を理解し、より一層適正かつ効率的に事務処理が行われるよう、職員の負担軽減も考慮し、事務処理手順の必要な見直しを図られたい。

今後も、事務処理マニュアルを活用し、担当職員だけではなく管理職も含めて事務引継を確実にを行うなど、適正な管理が継続されるよう努められたい。

(下記に記載の所管課、ほか関係課)

No.	所管課	項	目
1	人事課	その他保管金	非常勤職員等雇用保険料
2	滞納対策課	差押物件公売代金	差押物件公売代金
3		その他雑部	その他雑部
4	戸籍住民課	その他保管金	電子証明書発行手数料
5	介護保険課	契約保証金	契約保証金
6	障害者支援課	都心身障害者福祉費	都心身障害者福祉費

No.	所管課	項	目
7	生活福祉課	遺留金	遺留金
8	子ども若者課	母子貸付金	母子貸付金
9	保育課	その他保管金	その他保管金
10	保育計画課	契約保証金	契約保証金
11	土木管理課	都使用料及び手数料	土木使用料
12	住宅課	住宅保証金	区立区民住宅保証金
13		住宅保証金	三田地区整備事業住宅保証金
14		住宅保証金	区立従前居住者用住宅保証金
15	区議会事務局	源泉徴収市区町村民税	源泉徴収市区町村民税
16	学校運営課	都中学校管理費	普通旅費
17		その他保管金	その他保管金
18	教育指導課	都小学校管理費	普通旅費
19		都小学校管理費	特別旅費
20		都中学校管理費	普通旅費

(2) 残高の確認について

6年度末に残高のある歳入歳出外現金（残高はないが、6年度中に受払いがあったもの含む）111件のうち、財務情報システムのみで管理しているものが83件、財務情報システムのほかに、専用システムや現金出納簿等で管理しているものが28件であった。

専用システム等で管理している28件のうち、定期的に財務情報システムと突合し残高を確認しているものが17件で、そのうち、受払いの都度確認が11件、月に1度確認が6件であった。

定期的な残高確認は、滞留金や不明金の発生を未然に防ぐなど、歳入歳出外現金を適切に管理するために必要な事務処理であることから、これまで定期的な残高確認を行っていない所管課においては、少なくとも年間複数回の残高確認の実施を検討されたい。

また、会計事務規則第107条第1項では、「年度末において雑部金があるときは、その金額を翌年度に繰り越し、以下この例に従って順次繰り越さなければならない。」と規定しており、会計課からは、毎年、年度繰越に当たり、収入額と支出額との差を把握し、正確な額を繰り越せるよう準備しておくこと、繰越分については、4月に速やかに確認することが通知されている。

歳入歳出外現金を財務情報システムのみで管理している所管課は、財務情報システムの「歳入歳出外現金受払簿」上の残高が正しいことを確認し、また、財務情報システムのほか専用システム等で管理している所管課は、この確認に加え、同受払簿と

専用システム等の残高が一致していることを確認するなど、翌年度への繰越額を明確にした上で、年度繰越の処理を適切に行われたい。

(下記に記載の所管課、ほか関係課)

No.	所管課	項	目
1	人事課	源泉徴収市区町村民税	源泉徴収市区町村民税
2		その他保管金	その他保管金
3		その他保管金	非常勤職員等雇用保険料
4	地域振興課	その他保管金	その他保管金
5	滞納対策課	差押物件公売代金	差押物件公売代金
6		その他雑部	その他雑部
7	戸籍住民課	その他保管金	電子証明書発行手数料
8	介護保険課	契約保証金	契約保証金
9	子ども若者課	母子貸付金	母子貸付金
10	土木管理課	都使用料及び手数料	土木使用料
11	住宅課	住宅保証金	区立区民住宅保証金
12		住宅保証金	三田地区整備事業住宅保証金
13		住宅保証金	区立従前居住者用住宅保証金

(3) 不明な残高等について

6年度末に残高のある歳入歳出外現金(残高はないが、6年度中に受払いがあったもの含む)111件のうち、残高の一部に不明な内訳があるもの等が10件あった。

今回の調査において、改めて内容の把握に努めた結果、払出手続の未処理や、過去から内容を把握しないまま毎年度末に繰越処理を行っていたものの中に、不明な残高や長期の滞留があることが判明したものである。

これは、年度末等における残高確認や、必要な事務引継が適切に行われていないなど、組織的な対応ができていなかったことが要因と考えられる。

また、過去の事務執行の誤りが長期間にわたり見過ごされ、現在では調査に必要な情報が不足しているため、その内容や原因を特定することができない事例も見受けられた。

不明な残高がある場合は、早急にその内容及び原因を調査・究明し、特定された原因等に応じて残高とその内訳が一致するよう必要な措置を講じられたい。

原因の究明が困難な場合には、不明金を特定した上で、不明金の受払いに係る消滅時効等を踏まえ、関係する所管課等と十分な協議を行い、必要な対応を図られたい。

また、長期の滞留金についても、その対応等について関係する所管課と必要な協議を行った上で、適切に処理されたい。

歳入歳出外現金は、歳計現金の例により取り扱うこととされているが、予算に計上されず、調定や支出負担行為が行われないこと、また、保管期間が数十年に及ぶ長期

間となる場合もあることから、不明金を発生させないためには、より一層厳正な事務処理と管理が求められる。

各所管課においては、財務情報システム上で作成される歳入歳出外現金受払簿のみならず、個別に帳簿を作成して管理を行うなど、年度内の受払いの状況確認を徹底し、長期間の滞留金や不明金の発生リスクの低減に向けた取組に努められたい。

(下記に記載の所管課)

No.	所管課	項	目
1	人事課	その他保管金	非常勤職員等雇用保険料
2	契約課	契約保証金	契約保証金
3	滞納対策課	差押物件公売代金	差押物件公売代金
4		その他雑部	その他雑部
5	産業経済・消費生活課	店舗施設保証金	店舗施設保証金
6	生活福祉課	遺留金	遺留金
7	子ども若者課	母子事業収入	返還金
8		母子事業収入	利子収入
9	土木管理課	都使用料及び手数料	土木使用料
10	住宅課	住宅保証金	区立区民住宅保証金

(4) 財務情報システムについて

歳入歳出外現金については、すべての所管課において財務情報システムにより管理が行われており、そのほかに、専用のシステムや表計算ソフト等による管理も併用されている状況である。

そのため、受払いの管理や残高確認の方法等が所管課により異なるほか、その出納及び保管は歳計現金の例により行わなければならないとされているが、具体的な事務処理は、歳計現金の管理と異なる面もあり、財務関係の事務処理が複雑化している。

また、6年度の財務情報システムの更改により入力内容の検索方法や出力帳票等が変更され、複数の所管課で同一科目を使用している場合は、所管課ごとの受払状況や残高が管理できない状況となっている。

今回の調査においては、「保管金・その他保管金・その他保管金」に所管課及び内容が不明な残高が生じていることが確認されたことから、関係する所管課で調査の上、必要な対応を図られたい。

歳入歳出外現金は、区の所有に属さない現金であり、各所管課において内容や金額を正確に把握し、適時適切に事務処理を行う必要がある。そのためには、各所管課で行っている事務処理を分析し、歳入歳出外現金を適切に管理するために必要な機能を備えているか、また、間違いの起こりにくい効率的なシステムとなっているかなどの検証を行う必要がある。

今後、財務情報システムの更改等に当たっては、操作性の向上などにより職員の負

担軽減を図るとともに、歳入歳出外現金の受払いを所管課ごとに確実に確認できる
よう、事務処理ミスの未然防止に、より寄与するシステムの構築に取り組まれない。
(情報政策課、会計課)

第4 まとめ

今回の行政監査は、「歳入歳出外現金の取扱いについて」をテーマに、根拠法令の有
無、適切な事務手続、適正な受払いの管理等を着眼点として監査を行ったものである。

歳入歳出外現金は、地方自治法第 235 条の 4 第 2 項において「債権の担保として徴
するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政
令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。」と規定されているが、
保管の根拠となる法律や政令について、明確に認識していない事例や、法律や政令以外
を保管の根拠として認識している事例が見受けられた。

法令に基づいた事務処理の執行は、地方自治の根幹であるため、歳入歳出外現金を取り
扱う所管課においては、根拠となる法令について改めて確認し、適正に対応する必要
がある。

また、残高確認を適切に行っていないことなどから、残高の内訳が不明なものも複数
あるなど、事務処理ミスの未然防止等、適正な事務処理の確保に向けた組織的な対応が
行われていない状況が見受けられた。

各所管課においては、事務執行体制を確認し、事務処理ミスの再発防止に努めるとと
もに、職員に対して、歳入歳出外現金の目的、事務執行の重要性などについて、周知徹
底されたい。

また、現金の出納及び保管を所掌する会計課においては、歳入歳出外現金の受払いや
残高確認及び長期滞留金の取扱い等について、改めて庁内に周知する等、所管課に対す
る指導・助言を適切に行われたい。

今後においては、今回の監査結果を踏まえ、職員一人ひとりが、歳入歳出外現金が公
金であって、法令に基づいて区民等の現金を保管していることの重要性を十分に認識
することにより、より一層適正かつ確実に事務処理が行われることを期待する。

以 上